文化の美しい風が吹くまち
皆さんの意見・企画を募集

市は、西宮の文化・芸術に皆さんの意見などを取り入れるため、「市民ホールアドバイザー」や「協働事業提案」を募集します。

市民ホールアドバイザー

申込は8月10日まで

市は、「市民ホールアドバイザー」を募集します。

市民ホール（市民会館アミティホール、フレンテホール、プレラホール、甲東ホール、山口ホール）が主催するコンサートやイベントに参加し、意見や提案をしてもらいます。参加費等は市が負担。

詳しくは募集要領をご覧ください。募集要領は、文化振興グループ、各市民ホールで配布しているほか、市のホームページ（アドレスはページ下参照）の「楽しむ西宮」の中の「文化・芸術」からダウンロードできます。

問合せは文化振興グループ（0798・35・3477）へ。

【活動期間】9月～来年6月

【対象】18歳以上。在勤・在学者可

【定員】各ホール3人

【申込】募集要領に添付している応募用紙を8月10日までに文化振興グループ（市役所本庁舎4階）か各市民ホールへ持参を。多数の場合選考あり

協働事業提案

申込は8月2日～9月15日に

市は、文化芸術面において参画と協働による取り組みを進めるため、「協働事業提案」（地域文化芸術振興部門）を募集します。

市内で市民が主体となって、新規にまたは内容を拡充して行う文化・芸術活動の協働提案をお待ちしています。

対象など詳しくは募集要領をご覧ください。募集要領は、西宮市文化振興財団、文化振興グループ（市役所本庁舎4階）、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布しているほか、市のホームページ（アドレスはページ下参照）の「楽しむ西宮」の中の「文化・芸術」からダウンロードできます。

問合せは西宮市文化振興財団（0798・33・3146）へ。

【提案方法】募集要領に添付している提案書を8月2日～9月15日（郵送の場合消印有効）に西宮市文化振興財団（〒662－8567六湛寺町10－11）へ持参か郵送を　※提案内容は選定委員会で審査し、結果を通知します

参加グループ・団体募集

人権フォーラム ふれあいの広場

公民館は、「にしのみや人権フォーラム～ふれあいの広場」の参加グループ・団体を募集します。

同フォーラムは人権週間（12月4日～10日）にあわせてプレラにしのみやで開催します。人権に関する展示や講演会などで日ごろの活動を発表しませんか。

問合せは中央公民館（0798・67・1567）へ。

【対象】市内で人権学習や人権にかかわる活動をしているグループ・団体

【申込】各公民館で配布している参加企画書を8月27日までに各公民館へ

8月は食品衛生月間

暑い時期は食中毒に要注意！

8月は、食中毒の防止と衛生管理の向上を図る「食品衛生月間」です。食の安全性などについて市民の皆さんに知ってもらおうと啓発グッズやチラシを配布します。

夏は、気温の高さや暑さによる体力の低下などが原因で食中毒が発生しやすい季節です。次の6つのポイントを守って予防しましょう。

問合せは保健所食品衛生グループ（0798・26・3668）へ。

■6つのポイント■

①生鮮食品は新鮮なものを選ぶ
②生ものは持ち帰ったらすぐに冷蔵庫に保管する
③手や食材、調理器具は十分に洗う
④加熱が必要な食品は、中心部まで十分火を通す
⑤細菌の増殖を防ぐため、料理は作りたてを食べる
⑥食べ残した料理などは清潔な容器に入れ、冷蔵保存する

広告を掲載しませんか

申込は8月2日～16日に

市は、次の媒体の広告主を募集します。

募集内容など詳しくは、市のホームページ（アドレスはページ下参照）に掲載している募集要項、仕様書、西宮市広告掲載要綱・基準を確認してください（「ビジネス西宮」の中の「市の広告事業」へ）。

申込は必要書類を8月2日から16日（必着）までに行政経営・改善グループ（〒662－8567六湛寺町10－3市役所本庁舎4階☎0798・35・3600）へ持参か郵送を。西宮市広告掲載要綱・基準に適合するものの中から①・③は金額の高い順に、②は提供数の最も多いところに広告主を決定します。

①高齢者交通助成割引購入証

電車・バス・タクシーのプリペイドカードや回数券を購入する際の費用を助成するもので、市内に1年以上在住している70歳以上の市民（約6万5千人）に交付します。

【広告料・募集数】1枠7万円以上（税込）・2枠

【発送時期】来年5月下旬

②高齢者交通助成割引購入証の発送用封筒

高齢者交通助成割引購入証を発送するための封筒（窓あきの洋形2号）を広告主が作成し、広告を掲載して市に提供してもらいます。

【提供数】6万5000枚以上

③はり・きゅう・マッサージ施術費補助券

市内のはり・きゅう・マッサージ指定施術所において、保険適用外の治療費を1回1000円補助するもので、申請者（対象は70歳以上の市民）に交付します。

【広告料・募集数】3万円以上（税込）・1枠

【配布期間】来年4月上旬から1年間

【配布予定数】約5500枚

条件を満たしていれば市が工事
私道のアスファルト舗装

市は、申請により1回に限り、私道のアスファルト舗装工事を行っています。

申請方法など詳しくは道路補修グループ（0798・35・3632）へ問合せを。

【舗装の主な条件】道幅が側溝を含めて1・8㍍以上あり、不特定多数の人が利用していること▽公道から沿道に家屋がおおむね続き、通行や整備に支障になる占用物がないこと▽道沿いの家屋から適正に排水が行われており、当分路面を掘り返さないこと▽所有者や管理者の承諾があり、道沿いの住民の要望があること▽両端が公道に接していること。または一端が公道に接続している行き止まり道で、この道を利用する家屋が10戸以上あることなど

※申請が多数の場合、工事は翌年度以降になることがあります

国民健康保険

申請をお忘れなく

●標準負担額減額認定証
●限度額適用認定証

国民健康保険の「標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」の有効期間は1年間（8月～翌年7月）です。引き続き認定証が必要な人は8月1日以降に国民健康保険グループ（市役所本庁舎1階）、各支所で交付申請をしてください。手続きには国民健康保険証と印鑑が必要です。

なお、各支所で申請した場合、交付までに1週間程度かかります。即日交付を希望する人は、市役所本庁舎で申請してください。また、各認定証で受けられる給付については次のとおりです。

問合せは国民健康保険グループ（0798・35・3120）へ。

※後期高齢者医療制度での医療における減額認定該当者は、高齢者医療保険グループ（0798・35・3154）へ

標準負担額減額認定証

市民税非課税世帯の入院時の負担を軽減

一般病床などに入院する場合、入院時の食事代のうち1食につき260円が患者負担になります。ただし、市民税非課税世帯の人が入院するとき、「標準負担額減額認定証」を病院に提示すると減額になります＝表①参照。

また、65歳以上の人が療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）に入院する場合、食事代のうち1食につき460円または420円に加え、居住費として1日320円が患者負担になります。ただし、市民税非課税世帯の人が入院するとき、「標準負担額減額認定証」を提示すると食事代が減額になります＝表②参照。

≪表①≫
一般病床などに入院する場合の食事代

区分		標準負担額（1食）
市民税課税世帯の人		260円
市民税非課税世帯の人	90日までの入院	210円
	過去1年間で通算90日を超える入院（※）	160円
	70歳以上の人で、世帯の所得が0円	100円

（※）市民税非課税のときの入院日数に限る

≪表②≫
療養病床に入院する65歳以上の人の食事代

区分		食事代（1食分）
市民税課税世帯の人		460円(420円)※1
市民税非課税世帯の人	65歳以上	210円
	70歳以上の人で、世帯の所得が0円	130円

※1　金額は医療機関によって異なります

※療養病床に入院していても入院医療の必要性の高い状態が継続する場合は、一般病床に入院する場合と同じ負担になります。いずれの区分に該当するかは入院する医療機関に問合せを

限度額適用認定証

70歳未満の人の入院費が自己負担限度額内に

70歳未満の人が入院するときに、国民健康保険証と「限度額適用認定証」を病院に提示すると、一部負担金の支払いが次の自己負担限度額内になります。

なお、同認定証の交付を受けられるのは、保険料の滞納のない世帯の人、または保険料の滞納につき特別な事情がある世帯の人に限ります。

【1カ月あたりの自己負担限度額】上位所得者（基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯）…15万円（医療費が50万円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算）▽一般…8万100円（医療費が26万7000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算）▽市民税非課税世帯…3万5400円

※市民税課税世帯の70歳以上の人は、高齢受給者証の提示で入院時の一部負担金の支払いが自己負担限度額内になるため、限度額適用認定証は不要です